

告 示

埼玉県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
坂本歯科医院	児玉郡上里町七本木二六四七 ―五	令和八年一月五日
医療法人社団つくし会 みなくち小児科	鶴ヶ島市鶴ヶ丘二一〇―一	令和八年一月五日